

株式会社ふくしま(派遣元)は、フクシマ株式会社(派遣先)に対し、次の条件のもとに労働者派遣を行うものとする。

●派遣先事業所 (名称) フクシマ株式会社 福島支店 (所在地) 〒960-0000 福島市〇〇町〇〇番地 (TEL) (XXX)XXX-XXXX	
●就業場所 (名称) フクシマ株式会社 福島支店 あづま工場 (部署) 製造部 〇〇課〇〇係 (所在地) 〒960-0000 福島市〇〇字〇〇 〇番地 (TEL) (XXX)XXX-XXXX	
●組織単位(組織の長の職名) 〇〇課 (〇〇課長)	
●指揮命令者 (部署) 製造部〇〇課〇〇係 (役職) 〇〇係長 (氏名) 〇〇 〇〇 (TEL) (XXX)XXX-XXXX(内線XX)	
●業務内容 ・電子部品(PC基板)の加工および組立、通電検査 ・検品、箱詰め	●派遣人員 2人
●業務に伴う責任の程度 <input type="checkbox"/> 付与される権限なし <input checked="" type="checkbox"/> 付与される権限あり : 副リーダー(部下2名 リーダー不在時の間における緊急対応が週1回程度あり)	
●派遣期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日	●就業日 ※派遣先のカレンダーによる場合はその旨記載しカレンダーを添付する。 月～金(ただし祝日、年末年始12/29～1/3、夏季休業8/13～8/16を除く。)
●就業時間及び休憩時間 8:30～17:30 (休憩時間12:00～13:00までの60分間)	
●就業日外労働及び就業時間外労働 ※派遣元事業主が届出ている36協定の範囲内となる。 上記就業日以外の就労は、月2日まで、上記就業時間外の労働の限度は、1日4時間 月45時間 年360時間までとする	
●安全及び衛生 派遣元及び派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣元の安全衛生に関する規定をすることとし、その他については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用する。	
●苦情の申出先、処理方法・連携体制 (1)苦情の申出を受ける者 派遣先 : (部署) 製造部 (役職) 製造部長 (氏名) 〇〇 〇〇 (電話) (XXX)XXX-XXXX 派遣元 : (部署) 派遣事業部 (役職) 派遣事業部長 (氏名) 〇〇 〇〇 (電話) (XXX)XXX-XXXX (2)苦情処理方法、連携体制等 ①派遣先における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ②派遣元における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。	
●製造業務専門派遣元責任者 ←注意※ 製造業務以外は「派遣元責任者」とする (部署) 派遣事業部 (役職) 派遣事業部長 (氏名) 〇〇 〇〇 (電話) (XXX)XXX-XXXX	
●製造業務専門派遣先責任者 ←注意※ 製造業務以外は「派遣先責任者」とする (部署) 製造部〇〇課 (役職) 〇〇課長 (氏名) 〇〇 〇〇 (電話) (XXX)XXX-XXXX(内線XX)	
●派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置 (1)労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2)就業機会の確保 派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3)損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた休業手当に相当する額以上の額について、また派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、派遣元が解雇の予告をしないときは、少なくとも30日分以上の賃金に相当する額について、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日30日前から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4)労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対して明らかにすることとする。	
●派遣労働者の福祉増進のための便宜供与 派遣先の労働者が利用している駐車場の利用は無料。また、制服を貸与する。入職時研修、工程基礎研修あり。	
●派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置 ←例①は派遣元が有料職業紹介事業許可を受けていない場合、例②は受けている場合 例①派遣先が派遣終了後に、当該派遣労働者を雇用する場合、その雇用意思を事前に派遣元へ示すこととする。 例②派遣先が派遣終了後に、当該派遣労働者を雇用する場合、その雇用意思を事前に派遣元へ示すこととする。また、職業紹介を経由して行うこととし、手数料として、派遣先は派遣元に対して、支払われた賃金額の〇〇分の〇〇に相当する額を支払うものとする。ただし、引き続き6ヶ月を超えて雇用された場合であっては、6ヶ月間の雇用にかかる賃金として支払われた賃金額の〇分の〇に相当する額とする。	
●派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の派遣労働者に限定するか否かの別 <input type="checkbox"/> 無期雇用派遣労働者に限定 <input type="checkbox"/> 60歳以上の派遣労働者に限定 <input checked="" type="checkbox"/> 限定なし	
●派遣労働者を労使協定対象者に限定するか否かの別 <input checked="" type="checkbox"/> 限定する <input type="checkbox"/> 限定しない	
派遣先 (所在地) 福島県福島市〇〇町〇〇番地 (事業所名) フクシマ株式会社 福島支店 (代表者名) 〇〇 〇〇	派遣元 (所在地) 福島県郡山市〇〇町〇丁目〇番〇号 (事業所名) 株式会社ふくしま (代表者名) 〇〇 〇〇〇 (許可番号) 派07-XXXXXX

※※※以下は、紹介予定派遣にかかる派遣契約の場合に追加記載が必要な項目の記載例です。※※※

■紹介予定派遣に関する事項

(1)派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等

●雇用契約期間 期間の定めなし	●試用期間に関する事項 なし			
●労働者を雇用しようとする者 (名称) フクシマ株式会社 福島支店 (所在地) 〒960-0000 福島市〇〇町〇〇番地 (TEL) (XXX)XXX-XXXX				
●就業場所 (名称) フクシマ株式会社 福島支社 あづま工場 (部署) 製造部 〇〇課〇〇係 (所在地) 〒960-0000 福島市〇〇字〇〇 〇番地 (TEL) (XXX)XXX-XXXX				
●業務内容 ・電子部品(PC基板)の加工および組立、通電検査				
●就業時間及び休憩時間 8:30～17:30 (休憩時間12:00～13:00までの60分間)				
●就業日外労働及び就業時間外労働 ※派遣元事業主が届出ている36協定の範囲内となる。 上記就業日以外の就労は、月2日まで、上記就業時間外の労働の限度は、1日4時間 月45時間 年360時間までとする				
●休日 毎週土・日・祝日、年末年始12/29～1/3、夏季休業8/13～8/16				
●休暇 年次有給休暇:10日(6ヶ月継続勤務後) その他:有給(慶弔休暇)				
●賃金 *基本賃金:月給 180,000～230,000円(毎月15日締切、毎月20日払) *通勤手当:通勤定期券代の実費相当(上限月額35,000円) *所定時間外・休日・深夜労働に対し支払われる割増賃金率 所定時間外:法定超25%、休日:法定休日35%、深夜:25% *昇級:有り(0～3,000円/月) *賞与:有り(年2回、計2.2ヶ月分)				
●社会保険の加入状況	厚生年金 有り・無し	健康保険 有り・無し	雇用保険 有り・無し	労災保険 有り・無し
(2)その他 ・派遣先は、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由を、派遣元に対して書面により明示する。 ・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務時間に含めて算入することとする。				